令和４年４月１日

令和４年度事業計画書

一般社団法人復興支援士業ネットワーク

代表理事　磯脇　賢二

1. はじめに

当社団が、当事業年度に行う事業は以下の通りです。令和3年度は、家賃支援給付金をめぐる不祥事を起こしてしまいました。この反省から、昨年度は、事業の整理及び稟議制度の導入を決定と実行をしました。

* 1. 稟議制度の導入

金額10万円を超える大口の購入や出金、融資・補助金・外部企業・個人及び団体等契約や報告書の提出・採用など、団体内での意思決定の過程を稟議書に記載することで内容は記録として残していきます。理事及び監事との間で、口頭説明ではわかりにくい内容も書面に起こすことで、伝わりやすくしていきます。稟議制度を導入することにより、稟議書は提示した提案や計画について、すでに得た合意を再確認することができます。団体内での認識のすれ違いや失念を防止し、計画通りに物事が進んでいるかを確認することができ、計画の見通しも立てやすくしていきます。また、団体の理事監事は、仙台・東京・横浜とばらばらであり、理事会を開くにあたり、全員のスケジュール調整、会議室の確保など多くの手間がかかります。稟議制度を導入することにより、会議を開催する手間を省略ができます。意思決定までに短時間に進まなくなります。しかし、じっくりと検討することが可能であるとともに、会議を開くことなく、稟議書を通して関係者の総意を確認できます。本年度は、もう一度初心に戻り、団体の財政・人材・内部体制・経営基盤の強化、行政・産業団体・大学などとの連携強化に力を入れていきたいと思います。

1. 心の復興事業

「心の復興事業」とは、東日本大震災から１０年以上が経過し、避難生活が長期化する中で、仮設住宅等において、他者との交流の機会が乏しく孤立しがちな被災者も少なくなく、このような環境は、心の健康問題の誘因にもなり得るものです。このため、見守り活動や心身の健康問題が顕在化した際の保健・医療のアプローチとともに、避難先での農作業の活動や料理教室の開催、ものづくりなど、被災者の方々が生きがいを持って前向きに暮らしていくことのできる仕組みを作ることが重要であります。行政では、このような取組を支援するため、本事業を実施することとしました。本事業は、避難者の孤立防止の視点とともに、被災者の地域活性化等の活動等への参画をきっかけとして、自主的な健康づくりや地域の諸活動への積極的な参加につなげることにより、被災者の心身のケアを進めていくものです。このため、仮設住宅入居者が参画しつつ、取組内容によっては、災害公営住宅へ移転した被災者や、避難先・避難元の住民も一体となった活動を通じて、被災者の心身のケアにより「心の復興」を成し遂げることを目的としています。

* 1. 「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業」【アロマオイルを使ったクラフトと対話をすることで心と体を癒す】

福島県で、昨年度同様、一般社団法人ふたすけ・南相馬市の千相院・浪江町の石橋様の協力のもと、活動してまいります。内容としましては、地元の方々に対してアロマオイルを使ったクラフト教室をしながら健康に対するアドバイスをする。また茶話会をしながら、新たな地域コニュニティを作っていきます。信頼関係を作りながら、日常生活などで悩んでいる方々の相談に乗ります。対象地域は、福島県南相馬市・楢葉町・浪江町・富岡町・双葉町を中心に相双地区で行います。

1. 子ども食堂

近年、共働き家庭やひとり親家庭等で、夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」や「孤立」、経済的理由により「粗食」や「欠食」になったりする子どもたちが増えている中、新型コロナウイルス感染症拡大の長期的な影響もあり、子どもを取り巻く社会環境は悪化しています。新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮している家庭が多くなっていることを憂慮した当社団は、中央共同募金会の支援をいただき、令和2年度に「新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」に応募して、「いのちをつなぐ支援活動を支える」ことをテーマに、感染症の影響の長期化とともに増加した生活に困窮している方などの支援や、命に直接関係してくるともいえる課題に対する活動を実施しました。

本年度は、多賀城市のフードバンク「NPO法人いのちのパン」様・マルニ食品株式会社・仙台市社会福祉協議会をはじめとした企業団体の支援を頂きまして

* 1. 仙台市青葉区「心と体がリラックスする子ども食堂」

令和４年度は、仙台市社会福祉協議会のご支援をいただき、仙台市柏木地区を中心に住んでいる新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮している家庭の子供たちを対象に子ども食堂を実施します。

* 1. 利府町「心と体がリラックスする利府子ども食堂」

令和3年度は公益財団法人太陽生命厚生財団から支援を頂きまして利府町にあります利府町町民文化センター（通称リフノス）で開催しました。令和4年度は公益財団法人キューピー未来たまご財団からの支援を頂きまして、利府町にあります利府町町民文化センターで開催します。

1. 空き家対策事業

令和３年度は、宮城県加美町で国土交通省の補助金事業である空き家対策事業を開催しました。加美町と連携の上、「住まいと空き地空き家何でもよろず相談会」を相談会9回開催　相談件数34件、延件数46件、現場調査15件・解消に向けての話し合い。・空き家対策セミナー実施しました。2回長い間（10年以上）放置していた空き家が多い。その結果、空き家の再活用が難しい。ゆえに空き家を処分しないといけない案件が多い。本年度も、加美町の予算の中で無理のない範囲で事業を実施します。

1. 経営基盤及び内部体制の強化

東日本大震災の復興支援（被災者の生活再建等の支援）のため、当社団のようにNPOの果たす役割には、大きな期待が寄せられています。ＮＰＯも企業と同様に事業を行う「組織」です。「営利」と「非営利」の違いは利益（追求）の有無ではなく、利益が出た場合に出資者等に分配するか否かの違いに過ぎません。しかし、当社団の組織基盤は未だ弱く、必要な支援を自力で安定的に供給するためには、優れた経営者、組織体制、財務基盤、事業戦略、情報公開・透明性など組織の基盤強化が必要であります。基盤強化を通じて、災害被災地の復興を支援します。

* 1. 組織体制の強化

当社団のような団体規模が小さいほど組織力の強化が急務であり、組織力強化にはモチベーション、基本動作、コミュニケーション、従業員満足（ES）の4要素が欠かせません。まず、①理事・監事間における情報・意思・意見が伝達できる円滑なコミュニケーションが取れる意思疎通。②震災復興やその後の地域のまちづくり支援への貢献という共通目的を達成させようとする意欲をもっていること貢献意欲。③社員総会及び理事・監事によって共通の目的を明確にします。

* 1. 復興支援を志す専門家等の発掘および連携

被災地支援を志す専門家や団体を発掘、連携していきます。昨事業年度同様、既存の専門家の先生だけでなく、現在も被災地支援を続けている専門家グループや団体を見つけ提携して活動をしていきたいと思います。また、被災地支援を通じて、社会貢献と自分自身のスキルアップをしたいと志す専門家を一人でも多く見つけ、そして被災地を見てもらい、相談会にできるかけ参加して頂くことで社団の理解者を増やしていきたいと思います。

* 1. 無料相談会の継続的開催

当社団は、前身の震災お助け専門家相談隊の時代から被災者によりそい、彼らの生活再建のための無料相談会を継続的に開催しております。本年度は独自の相談会の開催をして、相談会からそれぞれの、士業の仕事につなげたいと思います。今年度も、他団体と協力して、他団体主催の無料相談会に専門家の派遣、また、当社団の無料相談会に専門家に来ていただくなどして、永続的に被災者支援をしていきたいと思っております。

* 1. 収益事業の強化

当社団はそれぞれの専門家の集まりでございます。その中には受験資格指導や融資コンサルをした者もございます。講師派遣の依頼もあります。安定的な財務基盤を構築するうえで、コンサルティング及び業務委託など自分たちでできる収益事業を早急に見つけ出し、事業化をします。その際、法令順守は徹底的に注意をします。

* + 1. コンサルティング事業

新型コロナウイルス感染症により、各地で事業自粛が叫ばれています。その結果、事業継続が個人事業主・中小企業を問わず危機に瀕しています。政府による支援策がいろいろ実施されています。そのような支援策がきちんと個人事業主・中小企業に伝わるようにしたいと思います。あわせて、支援策が円滑に進めることができるように、事業を受託することにより、収益事業の収入が得られるようにしたいと思います。

* 1. 情報開示及び透明性の向上

当社団は、日本財団の「CANPAN FIELDS」に登録をしております。CANPAN FIELDSとは、国や地方自治体などの政府系の情報から草の根活動を行っているボランティア団体、社会貢献を行う企業や個人の寄付にいたるまで、日本で行われている膨大な公益活動情報を共有し、民が民を支える仕組みを構築するサイトです。当社団は情報開示レベル５でございます。当社団にとって、活動情報を開示することは支援者との「つながり」の手段であり、また、信頼と信用を得るための大切な役割でもあります。今後も自らの活動内容を包み隠さず誠実に公開しております。

* 1. 団体内の規程整備

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、2009年１月１日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が2019年度から始まりました。社団設立から１０年以上経過しました。行政からの委託が増え、取引が増加してきました。創業当初は、経営者が社内全体を見渡し目配りできたのが、社団の成長にともない徐々に難しくなってきます。社団内ではある一定のルールを定めていなければ、有機的一体として機能しないばかりか、基準や手順があいまいなため意思決定にブレが生じる可能性もあります。このように組織を統制するためにも規程の整備を進めます。

1. ロシアによるウクライナ侵攻に伴う被災者支援

当社団は、災害時に生活再建や事業再開を支援するために設立された団体です。こども食堂で余ったらという条件付きですが、被災された方々への支援の実施を検討します。実施に際しては、災害発生時におけるジャパンプラットフォーム・日本財団・公益財団法人JKA・中央共同募金会等のような非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援する団体による緊急支援の補助金の活用を行います。

1. 大災害時における緊急対応

当社団は、災害時に生活再建や事業再開を支援するために設立された団体です。今後も、①４-２で申し上げた復興支援を志す専門家等の発掘および連携、②災害発生時におけるジャパンプラットフォーム・日本財団・公益財団法人JKA・中央共同募金会等のような非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援する団体による緊急支援の補助金の活用、③収益基盤の強化体制で得た資金を活用して直ちに現地に出動、援助活動を開始できるよう、早期実施構築を図ります。

　以上